資料７

対象外である提案（例）

	提案	概要	対象外である理由
1	**医学部新設等の医師養成に関する規制緩和** （大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準）	医学部の新設・定員については、国が基準を定めているが、各大学が、地域の実情に応じて医師養成数を増やせるようにする。	大学の設置等の認可は国の権限であり、地方に対する規制緩和に該当しない（国が直接執行する事業の運用改善は提案の対象外）。
2	**肉用牛生産基盤強化等対策事業の補助要件の緩和** （肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱）	畜産農家に対して、繁殖雌牛の増頭実績に応じて奨励金を交付する際の「事業実施前年度に増頭又は維持」という要件を廃止する。	国から畜産農家への補助金に関する規制緩和を求める提案であり、地方に対する規制緩和に該当しない（国が直接執行する事業の運用改善は提案の対象外）。
3	**河川管理施設長寿命化対策（特定構造物改築事業）の制度拡充について** （社会資本整備総合交付金交付要綱）	水門、ポンプ設備等の河川管理施設の長寿命化対策工事について、４億円以上の事業費要件を撤廃する。	これまでの地方分権改革の議論の中で補助採択基準の引上げ・補助金の重点化が図られてきたものであるため。